

下記の通りお見積申し上げます。

見積書(参考事例)

提出期限

工事名称 ○〇計画新築工事の内 型枠工事

納期工期

施工費 ¥42,315,000 (税込)

現場質疑

法定福利費 ¥3,717,000 (税込)

工事番号

合計 ¥46,032,000 (税込)

項目番号

施工場所

業者コード

特記事項

【注意】 見積書に表示している単価、またその基となる手取り賃金及び、歩掛数値についてはあくまでも一つの事例である。これらの数値をそのまま用いることはできない。本事例の保険料率は平成25年度近畿地方の料率を計算例として用いている。保険料率は種類、地域、年度・期間によって異なるので該当する数値を用いなければならない。

法定福利費の値引きは不可。

値交渉後の取極単価

業者名

日本型枠株式会社

図面仕様書契約条項及び現場係員指示によること。

名称	仕様	単位	員数	単価	金額	単価	金額	備考
【住宅棟】	設計図書に依る							
基礎型枠	組払手間	m ²	2,500.0	¥2,180	¥5,450,000	¥2,150	¥5,375,000	
上部型枠	組払手間	m ²	7,500.0	¥2,400	¥18,000,000	¥2,350	¥17,625,000	
目地棒		m	400.0	¥100	¥40,000	¥100	¥40,000	
構造スリット	手間 W=150 鉛直	m	100.0	¥600	¥60,000	¥600	¥60,000	
構造スリット	手間 W=150 水平	m	100.0	¥500	¥50,000	¥500	¥50,000	
	計	m ²	10,000.0	¥2,360	¥23,600,000	¥2,315	¥23,150,000	・事務所、倉庫地代家賃 ・人件費(社員、倉庫従業員等) ・法定福利費(社員、倉庫従業員等) ・交通費、通信費、光熱費 ・その他
材料費	打込物は見積上計上されるが、手間は上記の組払手間に含まれているので、合計金額を次ページの2.労務費の算定の合計金額に近く	m ²	10,000.0	¥950	¥9,500,000	¥950	¥9,500,000	
型枠運搬費	なるよう、単価を調整する。	m ²	10,000.0	¥200	¥2,000,000	¥150	¥1,500,000	
	計	m ²	10,000.0	¥3,510	¥35,100,000	¥3,415	¥34,150,000	
一般管理費	15%	m ²	10,000.0	¥527	¥5,265,000	¥512	¥5,122,500	
	各社判断による	m ²	10,000.0	¥4,037	¥40,365,000	¥3,927	¥39,272,500	
	出精値引き				¥65,000		¥72,500	
	計	m ²	10,000.0	¥4,030	¥40,300,000	¥3,920	¥39,200,000	
	消費税 5 %				¥2,015,000		¥1,960,000	
	小計				¥42,315,000		¥41,160,000	
法定福利費		m ²	10,000.0	¥354	¥3,540,000	¥347	¥3,472,500	雇用主負担分
	消費税 5 %				¥177,000		¥173,625	
	小計				¥3,717,000		¥3,646,125	
	合計				¥46,032,000		¥44,806,125	

色つき部手入力

1. 社会保険料の算定に標準報酬に変換した金額を採用するか、標準単価による月額を採用するか
2. 40歳から64歳までの被保険者(介護保険第2号被保険者)は介護保険料が加わる。(別表①参照)(39歳未満の被保険者は介護保険料はかからない)
3. 健康保険料は都道府県により保険料率が変わる。(別表②参照)

1. 社会保険料試算

型枠大工の報酬月額 (1ヶ月分) 月収により標準報酬が変わる。(別表①参照)
 19,858 円 × 24 日 = 476,592 円

型枠解体工の報酬月額 (1ヶ月分)
 17,496 円 × 24 日 = 419,904 円

標準報酬に変換 → 470,000 円(雇用保険料以外に適用)
 円未満切り捨て

標準報酬に変換 → 410,000 円(雇用保険料以外に適用)
 円未満切り捨て

	負担率	率	雇用主負担	個人負担
厚生年金	負担率	17.120%	8.560%	8.560%
	金額	80,464	40,232	40,232
児童手当拠出金	負担率	0.15%	0.15%	0.00%
	金額	705	705	0
健康保険	負担率	10.06%	5.030%	5.030%
	金額	47,282	23,641	23,641
介護保険	負担率	0.81%	0.405%	0.405%
	金額	3,807	1,904	1,903
雇用保険	負担率	1.65%	1.05%	0.60%
	金額	7,863	5,004	2,859
負担率の合計: α		29.790%	15.195%	14.595%
合計			71,486	68,635

	負担率	率	雇用主負担	個人負担
厚生年金	負担率	17.120%	8.560%	8.560%
	金額	70,192	35,096	35,096
児童手当拠出金	負担率	0.15%	0.15%	0.00%
	金額	615	615	0
健康保険	負担率	10.06%	5.030%	5.030%
	金額	41,246	20,623	20,623
介護保険	負担率	0.81%	0.405%	0.405%
	金額	3,321	1,661	1,660
雇用保険	負担率	1.65%	1.05%	0.60%
	金額	6,928	4,409	2,519
負担率の合計: α		29.790%	15.195%	14.595%
合計			62,404	59,898

都道府県により健康保険料率は異なる。(別表②参照)

40歳以上64歳以下は介護保険料がかかる。従って負担率は介護保険料率 1.55% × 40歳~64歳年齢構成

この標準単価と保険料試算用単価が同じ金額になるまで計算を繰り返す

一人1日当たりの負担額 2,860
 型枠技能工1日当たりの手取り賃金: K 17,000
 合計(標準単価) 19,860

一人1日当たりの負担額 2,496
 型枠解体工1日当たりの手取り賃金: K 15,000
 合計(標準単価) 17,496

労務費 (大工、解体合計)

2. 労務費の算定

型枠大工	数量	歩掛	人工	円/人	金額	m ² 単価
基礎	2,500	12.0m ²	209	19,858	4,150,322	1,660
地下			0	19,858	0	0
上部	7,500	10.0m ²	750	19,858	14,893,500	1,986
合計	10,000	10.4m ²	959		19,043,822	1,904

型枠解体工	歩掛	人工	円/人	金額	m ² 単価
	35.0m ²	72	17,496	1,259,712	504
		0	17,496	0	0
	40.0m ²	188	17,496	3,289,248	439
合計	38.5m ²	260		4,548,960	455

労務費	合計金額	m ² 単価
基礎	5,410,034	2,164
地下	0	0
上部	18,182,748	2,424
合計	23,592,782	2,359

3. 法定福利費(雇用主負担分)

型枠大工	金額	日数	平均歩掛	m ² 単価
	71,486	24	10.4	286

型枠解体工	金額	日数	平均歩掛	m ² 単価
	62,404	24	38.5	68

法定福利費	合計金額	m ² 単価
	3,540,000	354

4. 材料費

	数量	単価	金額
木材費	10,000	600	6,000,000
消耗品 (セパ、釘、番線他)	10,000	150	1,500,000
鋼製材損料他	10,000	200	2,000,000
合計		950	9,500,000

法定福利費

法定福利費算定手順

【手順1】 1日当り賃金（社会保険料の個人負担額を含む）の計算 色つき部手入力

(1) 型枠工

3 19,550 円 × 24 日 = 469,200 円 → 標準報酬月額に変換 → 470,000 円(雇用保険料以外に適用)

社会保険料算出表

円未満切り捨て

		率	雇用主負担	本人負担
厚生年金	負担率	17.120%	8.560%	8.560%
	金額	80,464	40,232	40,232
児童手当拠出金	負担率	0.15%	0.15%	0.00%
	金額	705	705	0
健康保険	負担率	10.06%	5.030%	5.030%
	金額	47,282	23,641	23,641
介護保険	負担率	0.81%	0.405%	0.405%
	金額	3,807	1,904	1,903
雇用保険	負担率	1.65%	1.05%	0.60%
	金額	7,741	4,927	2,814
負担率の合計		29.790%	15.195%	14.595%
合計			71,409	68,590

一人1日当たりの社会保険料負担額	2,550	2
型枠技能工1日当たりの手取り賃金	17,000	1
合計（標準単価）	19,550	3

- 1 型枠工1日当り手取り賃金（社会保険料本人負担金額を含まない）を設定
各社で設定する。 例 17,000円
- 2 1日当り社会保険料本人負担額を見込みで設定 ※1日当り賃金の15%と想定
例 17,000円×0.15=2,550円
- 3 1日当り賃金（社会保険料本人負担額含む）の計算（1+2）→ 標準単価
例 17,000+2,550=19,550円

- 4 月就労日数の設定
各社で設定する。 例 24日
- 5 報酬月額の計算＝標準単価×24日（※11の賃金総額である）
例 19,550×24=469,200円
- 6 標準報酬月額を求める
別表1に5の報酬月額を当てはめて標準報酬月額を求める
例 29等級455,000～485,000 → 470,000円

- 各保険の雇用主負担金額と本人負担金額を計算
- 7 厚生年金保険料＝標準報酬月額×保険料率 ※保険料率は年度で異なる
例 雇用主 470,000×8.560%=40,232円 本人 470,000×8.560%=40,232円
- 8 児童手当拠出金 ※雇用主のみ負担 標準報酬月額×保険料率
例 雇用主 470,000×0.15% = 705円 本人 0円
- 9 健康保険料(協会けんぽの場合)＝標準報酬月額×保険料率
※保険料率は年度・都道府県で異なる 例 平成24年3月以降の大阪府
雇用主 470,000×5.030%=23,641円 本人 470,000×5.030%=23,641円
- 10 介護保険料＝標準報酬月額×保険料率×(40歳以上64歳以下の割合)52.3%
※40歳以上64歳以下の被保険者が負担するものとして計算
例 雇用主・本人合計 470,000×0.810%=3,807円 雇用主470,000×0.405%= 1,904円
本人 3,807-1,904=1,903円
- 11 雇用保険料＝賃金総額×保険料率 ※標準報酬月額ではなく賃金総額で計算
例 雇用主・本人合計469,200×1.65%=7,741円 雇用主469,200×1.05%=4,927円
本人 7,741-4,927=2,814円

- 12 雇用主負担額、本人負担額の合計額の計算
例 雇用主負担額 71,409円 本人負担額 68,590円
- 13 1日当り本人負担額の計算
本人負担額合計÷24日
例 68,590÷24=2,858円
- 14 1日当り賃金（社会保険料本人負担額含む）
の計算（1+13）
例 17,000+2,858=19,858円
- 15 3の賃金と14で求めた賃金が異なる場合は、
14で求めた賃金を用い、5から14まで繰り返し、一致するまで計算する

【手順1の続き】1日当り賃金の繰返し計算

14 19,858円 × 4 24日 = 476,592円 16

標準報酬月額に変換 → 470,000円(雇用保険料以外に適用) 17

社会保険料算出表

円未満切り捨て

		率	雇用主負担	本人負担
厚生年金保険料	負担率	17.120%	8.560%	8.560%
	金額	80,464	40,232	40,232
児童手当拠出金	負担率	0.15%	0.15%	0.00%
	金額	705	705	0
健康保険料	負担率	10.06%	5.030%	5.030%
	金額	47,282	23,641	23,641
介護保険料	負担率	0.81%	0.405%	0.405%
	金額	3,807	1,904	1,903
雇用保険料	負担率	1.65%	1.05%	0.60%
	金額	7,863	5,004	2,859
負担率の合計		29.790%	15.195%	14.595%
合計			71,486	68,635

一人1日当たりの社会保険料負担額 2,858 13
 型枠技能工1日当たりの手取り賃金 17,000 1
 合計 (標準単価) 19,858 14

25 19,860円 × 4 24日 = 476,640円 26

社会保険料算出表

円未満切り捨て

		率	雇用主負担	本人負担
厚生年金保険料	負担率	17.120%	8.560%	8.560%
	金額	80,464	40,232	40,232
児童手当拠出金	負担率	0.15%	0.15%	0.00%
	金額	705	705	0
健康保険料	負担率	10.06%	5.030%	5.030%
	金額	47,282	23,641	23,641
介護保険料	負担率	0.81%	0.405%	0.405%
	金額	3,807	1,904	1,903
雇用保険料	負担率	1.65%	1.05%	0.60%
	金額	7,864	5,005	2,859
負担率の合計		29.790%	15.195%	14.595%
合計			71,487	68,635

一人1日当たりの社会保険料負担額 2,860 24
 型枠技能工1日当たりの手取り賃金 17,000 1
 合計 (標準単価) 19,860 25

16 1日当り賃金(社会保険料本人負担額含む)(14)から報酬月額を計算

例 19,858×24=476,592円

17 標準報酬月額を求める

別表1に16の報酬月額を当てはめて標準報酬月額を求める

例 29等級455,000~485,000 → 470,000円

各保険の雇用主負担金額と本人負担金額を計算

18 厚生年金保険料(7と同額) 例 雇用主 40,232円 本人 40,232円

19 児童手当拠出金(8と同額) 例 雇用主 705円 本人 0円

20 健康保険料(9と同額) 例(大阪府) 雇用主 23,641円 本人 23,641円

21 介護保険料(10と同額) 例 雇用主 1,904円 本人 1,903円

22 雇用保険料=賃金総額×保険料率 ※標準報酬月額ではなく賃金総額で計算

例 雇用主・本人合計476,592×1.65%=7,863 雇用主476,592×1.05%=5,004円

本人 7,863-5,004=2,859円

23 雇用主負担額、本人負担額の合計額の計算

例 雇用主負担合計 71,486円 本人負担合計 68,635円

24 1日当り本人負担額の計算 例 68,635÷24=2,860円

25 1日当り賃金(社会保険料本人負担額含む)の計算(1+24)

例 17,000+2,860=19,860円

26 25の金額と14で求めた金額が異なる場合は、24で求めた賃金を用い、

16から24まで繰返し一致するまで計算する

例 19,860円を用い、16以下を24まで再計算すると

1) 報酬月額 19,860×24=476,640円 2) 標準報酬月額 別表1より470,000円

3) 厚生年金保険料、児童手当拠出金、健康保険料、介護保険料は一致する。

4) 雇用保険料 雇用主・本人合計476,640×1.65%=7,864円

雇用主476,640×1.05%=5,005円 本人7,864-5,005=2,859

5) 社会保険料 雇用主負担額 74,487円 本人負担額 68,635円

6) 1日当り本人負担額 68,635÷24=2,860円

27 標準単価の確定

社会保険料1日当り本人負担額 例 2,860円

標準単価=賃金+社会保険料本人負担額 例 17,000+2,860=19,860円

(2) 型枠解体工 (1) 型枠工と同様の計算を行う 【参考】を参照

【手順2】労務費の計算

(1) 型枠工

標準単価（社会保険料本人負担額を含む一人1日当り賃金） 19,860円 4

部位	数量 (m)	歩掛 (m ² /人)	人工 (人)	標準単 価 (円)	労務費 (円)	労務単価 (m単価)
基礎	2,500	12.0m ²	209	19,860	4,150,740	1,660
地下			0	19,860	0	0
上部	7,500	10.0m ²	750	19,860	14,895,000	1,986
合計	10,000	10.4m ²	959		19,045,740	1,905

(2) 型枠解体工

(1) 型枠工と同様の計算を行う

標準単価（社会保険料本人負担額を含む一人1日当り賃金） 17,496円 4

部位	数量 (m)	歩掛 (m ² /人)	人工 (人)	標準単 価 (円)	労務費 (円)	労務単価 (m単価)
基礎	2,500	35.0m ²	72	17,496	1,259,712	504
地下			0	17,496	0	0
上部	7,500	40.0m ²	188	17,496	3,289,248	439
合計	10,000	38.5m ²	260		4,548,960	455

(3) 労務費

型枠工、型枠解体工の労務費を合計する

部位	労務費 (円)	労務単価 (m単価)
基礎	5,410,452	2,164
地下	0	0
上部	18,184,248	2,425
合計	23,594,700	2,359

- 1 確定した標準単価（社会保険料本人負担額を含む賃金）の確認
例 19,860円
- 2 部位別数量、部位別歩掛の設定 各社で設定する
基礎（独立基礎、布基礎、地中梁） 例 2,500m² 12.0m²
地下（山留型枠、逆打ち工法） 例 地下なし
上部（打放し、化粧打放し） 例 10,000m² 10.0m²
- 3 部位ごとの人工数、合計人工数の計算
部位ごとの人工数＝数量÷歩掛
例 基礎 2,500÷12.0＝209人工 上部 7,500÷10.0＝750人工
合計人工数＝部位ごとの人工数の合計 例 959人工
- 4 平均歩掛の計算 総数量÷合計人工数
例 10,000÷959＝10.4m²/人
- 5 部位ごとの労務費、合計労務費の計算
部位ごとの労務費＝部位ごとの人工数×標準単価
例 基礎 209×19,860＝4,150,740円
合計労務費＝部位ごとの労務費の合計 例 19,045,740円
- 6 部位ごとの労務単価、平均労務単価の計算
労務単価＝労務費÷部位別数量
例 基礎 4,150,740÷2,500＝1,660円/m²
平均労務単価＝合計労務費÷総数量
例 19,045,740÷10,000＝1,905円/m²

工事の労務費、労務単価を算定

- 1 部位ごとの労務費を計算
部位ごとの型枠工、型枠解体工の労務費を合計する
例 基礎 4,150,740+1,259,712＝5,410,452円
総労務費＝部位ごとの労務費の合計
例 5,410,452+18,184,248＝23,594,700円
- 2 部位ごとの型枠工、型枠解体工の労務単価を合計する
例 基礎 1,660+504＝2,164円/m²
平均労務単価＝総労務費÷総数量
例 23,594,700÷10,000＝2,359円/m²

【手順3】法定福利費（社会保険料の事業主負担分）の計算

(1) 型枠工

2

3

金額 (円/月)	日数 (日)	平均歩掛 (㎡/日)	㎡単価 (円/㎡)	数量 (㎡)	法定福利費 (円)
71,487	24	10.4	286	10000.00	2,860,000

(2) 型枠解体工

2

3

金額 (円/月)	日数 (日)	平均歩掛 (㎡/日)	㎡単価 (円/㎡)	数量 (㎡)	法定福利費 (円)
62,404	24	38.5	68	10,000	680,000

(3) 法定福利費

型枠工、型枠解体工の法定福利費を合計する

	型枠工	型枠解体工	合計
法定福利費 (円)	2,860,000	680,000	3,540,000
法定福利費 (㎡単価)	286	68	354

型枠工及び型枠解体工について法定福利費を計算する

1 1日当り社会保険料雇用主負担額を計算

月当り雇用主負担額 ÷ 24日

例 型枠工 $71,487 \div 24 = 2,979$ 円

型枠解体工 $62,404 \div 24 = 2,600$ 円

2 雇用主負担額の㎡単価の計算

1日当り雇用主負担額 ÷ 平均歩掛

例 型枠工 $2,979 \div 10.4 = 286$ 円/㎡

型枠解体工 $2,600 \div 38.5 = 68$ 円/㎡

3 法定福利費の計算

㎡当り雇用主負担額 × 数量

例 型枠工 $286 \times 10,000 = 2,860,000$ 円

型枠解体工 $68 \times 10,000 = 680,000$ 円

合計 3,540,000円

【参考：手順1】型枠解体工1日当り賃金（社会保険料の個人負担額を含む）の計算

3 17,250 円 × 24 日 = 414,000 円 → 標準報酬月額に変換 → 410,000 円(雇用保険料以外に適用)

社会保険料算出表

円未満切り捨て

		率	雇用主負担	本人負担
厚生年金	負担率	17.120%	8.560%	8.560%
	金額	70,192	35,096	35,096
児童手当拠出金	負担率	0.15%	0.15%	0.00%
	金額	615	615	0
健康保険	負担率	10.06%	5.030%	5.030%
	金額	41,246	20,623	20,623
介護保険	負担率	0.81%	0.405%	0.405%
	金額	3,321	1,661	1,660
雇用保険	負担率	1.65%	1.05%	0.60%
	金額	6,831	4,347	2,484
負担率の合計		29.790%	15.195%	14.595%
合計			62,342	59,863

一人1日当たりの社会保険料負担額	2,250
型枠技能工1日当たりの手取り賃金	15,000
合計（標準単価）	17,250

- 1 型枠工1日当り手取り賃金（社会保険料本人負担金額を含まない）を設定
各社で設定する。 例 15,000円
- 2 1日当り社会保険料本人負担額を見込みで設定 ※1日当り賃金の15%と想定
例 15,000円×0.15=2,250円
- 3 1日当り賃金（社会保険料本人負担額含む）の計算（1+2）→ 標準単価
例 15,000+2,250=17,250円

- 4 月就労日数の設定
各社で設定する。 例 24日
- 5 報酬月額の計算＝標準単価×24日（※11の賃金総額である）
例 17,250×24=414,000円
- 6 標準報酬月額を求める
別表1に5の報酬月額を当てはめて標準報酬月額を求める。
例 27等級395,000～425,000 → 410,000円

- 2 各保険の雇用主負担金額と本人負担金額を計算
- 1 7 厚生年金保険料＝標準報酬月額×保険料率 ※保険料率は年度で異なる
例 雇用主 410,000×8.560%=35,096円 本人 410,000×8.560%=35,096円
- 8 児童手当拠出金 ※雇用主のみ負担 標準報酬月額×保険料率
例 雇用主 410,000×0.15% = 615円 本人 0円
- 9 健康保険料(協会けんぽの場合)＝標準報酬月額×保険料率
※保険料率は年度・都道府県で異なる 例 平成24年3月以降の大阪府
雇用主 410,000×5.030%=20,623円 本人 410,000×5.030%=20,623円
- 10 介護保険料＝標準報酬月額×保険料率×(40歳以上64歳以下の割合)52.3%
※40歳以上64歳以下の被保険者が負担するものとして計算
例 雇用主・本人合計 410,000×0.810%=3,321円 雇用主410,000×0.405%=1,661円
本人 3,321-1,661=1,660円
- 11 雇用保険料＝賃金総額×保険料率 ※標準報酬月額ではなく賃金総額で計算
例 雇用主・本人合計414,000×1.65%=6,831 雇用主414,000×1.05%=4,347円
本人 6,831-4,347=2,484円

- 12 雇用主負担額、本人負担額の合計額の計算
例 雇用主負担額 62,342円 本人負担額 59,863円
- 13 1日当り本人負担額の計算
本人負担額合計÷24日
例 59,863÷24=2,494円
- 14 1日当り賃金（社会保険料本人負担額含む）の計算（1+13）
例 15,000+2,494=17,494円
- 15 3の賃金と14で求めた賃金が異なる場合は、14で求めた賃金を用い、5から14まで繰り返し、一致するまで計算する

【手順1の続き】1日当り賃金の繰返し計算

14 $17,494$ 円 × 4 24 日 = $419,856$ 円 16 → 標準報酬月額に変換 → $410,000$ 円(雇用保険料以外に適用) 17

社会保険料算出表

円未満切り捨て

		率	雇用主負担	本人負担
厚生年金保険料	負担率	17.120%	8.560%	8.560%
	金額	70,192	35,096	35,096
児童手当拠出金	負担率	0.15%	0.15%	0.00%
	金額	615	615	0
健康保険料	負担率	10.06%	5.030%	5.030%
	金額	41,246	20,623	20,623
介護保険料	負担率	0.81%	0.405%	0.405%
	金額	3,321	1,661	1,660
雇用保険料	負担率	1.65%	1.05%	0.60%
	金額	6,927	4,408	2,519
負担率の合計		29.790%	15.195%	14.595%
合計			62,403	59,898

一人1日当たりの社会保険料負担額 2,494 13
 型枠技能工1日当たりの手取り賃金 15,000 1
 合計 (標準単価) 17,494 14

25 $17,496$ 円 × 4 24 日 = $419,904$ 円 26

社会保険料算出表

円未満切り捨て

		率	雇用主負担	本人負担
厚生年金保険料	負担率	17.120%	8.560%	8.560%
	金額	70,192	35,096	35,096
児童手当拠出金	負担率	0.15%	0.15%	0.00%
	金額	615	615	0
健康保険料	負担率	10.06%	5.030%	5.030%
	金額	41,246	20,623	20,623
介護保険料	負担率	0.81%	0.405%	0.405%
	金額	3,321	1,661	1,660
雇用保険料	負担率	1.65%	1.05%	0.60%
	金額	6,928	4,409	2,519
負担率の合計		29.790%	15.195%	14.595%
合計			62,404	59,898

一人1日当たりの社会保険料負担額 2,496 24
 型枠技能工1日当たりの手取り賃金 15,000 1
 合計 (標準単価) 17,496 25

16 1日当り賃金(社会保険料本人負担額含む)(14)から報酬月額を計算
 例 $17,494 \times 24 = 419,856$ 円

17 標準報酬月額を求める
 別表1に報酬月額⑤を当てはめて標準報酬月額を求める。
 例 27等級 $395,000 \sim 425,000 \rightarrow 410,000$ 円

各保険の雇用主負担金額と本人負担金額を計算

- 18 厚生年金保険料(7と同額) 例 雇用主 35,096円 本人 35,096円
 19 児童手当拠出金(8と同額) 例 雇用主 615円 本人 0円
 20 健康保険料(9と同額) 例(大阪府) 雇用主 20,623円 本人 20,623円
 21 介護保険料(10と同額) 例 雇用主 1,661円 本人 1,660円
 22 雇用保険料 = 賃金総額 × 保険料率 ※標準報酬月額ではなく賃金総額で計算
 例 雇用主・本人合計 $419,856 \times 1.65\% = 6,927$ 雇用主 $419,856 \times 1.05\% = 4,408$ 円
 本人 $6,927 - 4,408 = 2,519$ 円

23 雇用主負担額、本人負担額の合計額の計算

例 雇用主負担合計 61,677円 本人負担合計 59,898円

24 1日当り本人負担額の計算 例 $59,898 \div 24 = 2,496$ 円

25 1日当り賃金(社会保険料本人負担額含む)の計算(1+24)
 例 $15,000 + 2,496 = 17,496$ 円

26 25の金額と14で求めた金額が異なる場合は、25で求めた賃金を用い、
 16から24まで繰返し一致するまで計算する

例 17,496円を用い、16以下を24まで再計算すると

- 報酬月額 $17,496 \times 24 = 419,904$ 円 2) 標準報酬月額 別表1より410,000円
- 厚生年金保険料、児童手当拠出金、健康保険料、介護保険料は一致する。
- 雇用保険料 雇用主・本人合計 $419,904 \times 1.65\% = 6,928$ 円
 雇用主 $419,904 \times 1.05\% = 4,409$ 円 本人 $6,928 - 4,409 = 2,519$ 円
- 社会保険料 雇用主負担額 62,404円 本人負担額 59,898円
- 1日当り本人負担額 $59,898 \div 24 = 2,496$ 円

27 標準単価の確定

社会保険料1日当り本人負担額 例 2,496円

標準単価 = 賃金 + 社会保険料本人負担額 例 $15,000 + 2,496 = 17,496$ 円